

金融安定化フォーラム報告書

資本市場調査本部
制度調査部
吉川 満

【要約】

金融安定化フォーラム(FSF)は4月12日、米国発で瞬く間に世界に広がった『証券化商品問題』に関する報告書を発表した。既に発表された米国大統領作業部会の報告書もかなり反映されており相当程度、国際協力が進んでいる事が伺える。

- ・ 資本・流動性・及びリスク・マネージメントの慎重な監督の強化
- ・ 透明性と価格付けの強化は、事件への直接の対応に即して書いている所も多いので、とくに米国大統領作業部会の影響が強く感じられる。

しかし、単に米国の意見の引き写しではない。FSFは各国の金融監督当局、中央銀行を含む組織であるから、そうした意味で、他国の意見もかなり反映されている。

- ・ リスクに関する金融監督当局の責任の強化
- ・ 金融システムのストレスに対処するための強靱なアレンジなどには欧州を中心とする各国の意見がかなりはっきりと反映されていると感じた。

こうして各国が十分に情報交換しつつ、自分の意見も言い合う形で報告書が作られれば、金融市場の混乱から、金融機関、金融市場が被った打撃からは、比較的短期間に回復できるのではないかと思われる。

しかし、米国などの実体経済への影響を完全に克服するにはかなり時間がかかるかもしれない。又、報告書作成作業などを通じ期せずして、各国発言力が高まった事もあり、いわゆる『米国一極集中経済の終焉』は確実に進行していこう、と感じた。

FSFは本日、4月12日、G7主要国蔵相・中央銀行総裁会議に対して、金融市場と金融機関の、弾力的回復強化を提案する報告書を提出した。報告書は次の5項目の行動を取ることを提案した。

- ・ 資本・流動性・及びリスク・マネージメントの慎重な監督の強化
- ・ 透明性と価格付けの強化
- ・ 信用格付の役割と使用の変化
- ・ 金融規制当局のリスクに対する責任の強化
- ・ 金融システムにおける強靱なストレス対応のアレンジ

現在、公共部門、民間部門の双方から、これらの分野でイニシアティブを発動する試みが行われている。FSF はこうしたイニシアティブを調整し、その適時な実施を監督している。こうして、一貫した、グローバルな金融市場のメリットと、国境を越えたレベル・プレイング・フィールドとを、維持しているのである。金融市場と金融機関の健全性に関する、確信を修復するためには、グローバルなシステムの弾力的な回復を強化する措置をとっていく事が肝要である。同時に、FSF は金融システムが現在陥っている緊張の事を認識しており、短期的にストレスを悪化させる事が無い様、注意しながら、必要な実行を行っていかうとしているのである。FSF は6月には経過報告を発表し、9月にはより完全なフォローアップ報告を行おうと考えている。FSF はその後も、実行状況の綿密なモニターを続けていく。

エディターのためのノート

2007年10月、G7主要国蔵相・中央銀行総裁会議は、FSFに対して、金融市場の混乱を齎した、原因と弱点の分析を行い、市場と金融機関の弾力性を増加させるための提案を、2008年4月に、報告するよう求めて来た。

本報告書に纏められた、発見事項及び提案事項は、主要な国際金融機関、主要金融センターの国内金融監督当局の集約的な共同作業の成果である。それは多数の機関の共同作業に依存している。共同作業には、銀行監督に関するバーゼル委員会(BCBS)、証券取引監督者国際機構(IOSCO)、国際保険監督者機構(IAIS)、国際会計基準理事会(IASB)、支払い決済システム委員会(CPSS)、グローバル金融システム委員会(CGFS)、インターナショナル・マネタリー・ファンド(IMF)、国際決済銀行(BIS)、主要金融センターの各国金融当局などが含まれる。同様、民間部門の市場参加者からも、知見は提供された。

FSF は、重要な国際金融センターの金融安定問題担当の各国当局代表者、国際金融機関、特定セクターの規制者・監督者の国際グループ、中央銀行専門家の委員会などのリサーチ勢力を結集した。G7の蔵相たち、及び中央銀行総裁たちによって、1999年に情報交換の強化と、金融市場監督と調査の国際協力を通じて、国際的な金融の安定性を強化するために設立された。FSFの議長は、イタリア銀行のガバナーのマリオ・ドラギが務めている。FSFの事務局はスイスのバーゼル市の国際決済銀行(BIS)に置かれている。

FSFに関してさらに質問がある場合、そのメンバーの問題、他の出版物の問題などはFSFのウェブサイト www.FSForum.org を参照されたい。

本レポートの即報版、中間版はそれぞれ2007年10月、2008年2月に刊行された。それぞれ次のウェブサイトを参照されたい。

2008, visit the FSF website at

http://www.fsforum.org/publications/publication_24_88.html and

http://www.fsforum.org/publications/publication_24_92.html

金融市場と金融機関の弾力的回復強化のための金融安定化フォーラム報告

提案事項の要約

・ 資本・流動性・及びリスク・マネージメントの慎重な監督の強化

バーゼル は、金融監督者に対して、銀行及び証券会社が金融市場の混乱で明らかになった、市場の弱点に対処するための適切な枠組みを提供している。その実行は優先的に進められることになっている。しかし、弾力的強化を進めるためには、バーゼル の要素は強化されなければならない。金融監督上の流動性のガイドラインも、基本的な見直しが進められている。

証券化と、オフ・バランスシート活動に関する慎重な枠組みの強化も、とりわけ重要である。店頭デリバティブの操作上のインフラストラクチャーをより強靱に強化するためのイニシアティブも、同様、必要である。

1. 資本要求

バーゼル委員会経由で活動している金融監督者達は、仕組信用商品、及びオフ・バランス・シート活動に対する規制を強化する予定である。

バーゼル委員会は 2008 年中に、

- 特定の、複雑な仕組信用商品、例えば資産担保証券 (ABS) の担保付負債証券 (CDO)、などの資本要求を引き上げることが予定している。
- 証券監督者国際機構 (IOSCO) と共に、銀行及び証券会社のトレーディング・ブックの信用エクスポージャーに対する、追加の資本要求を導入することを予定している。
- オフ・バランス・シートの資産担保 CP (ABCP) コンデュイットに対する銀行の流動性ファシリティを資本として取り扱うための条件を強化する。
- ・ 金融監督者は、バーゼル の実行が銀行の資本水準に与える影響を評価し、追加の資本バッファが必要であるかどうか、判断を行う。
- ・ 金融監督者は、継続的にリスク・パラメーター及びその他の規定をアップデートするよう努め、銀行がその枠組を遵守しているかどうかを厳格に評価する。金融監督者は、バーゼル の枠組みの季節性を評価する。
- ・ 保険監督者は、仕組信用商品に関するモノラインの保険業者の、規制上の枠組、資本の枠組みを強化しなければならない。

2. 流動性マネジメント

金融市場の混乱は、効果的な流動性リスク・マネジメント慣行と高度な流動性バッファが、ショックに直面した場合に、機関投資家と金融システムの弾力的な強靱さを維持する上では、中心的に重要な役割を果たす事を明らかにした。

- 全面的な流動性リスクの認識と測定、それにはオフ・バランスシート金融商品に間連した、不確定だが起こりうる流動性リスクも含まれる。
- ストレス・テスト、これには市場全体に亘るストレスをこれまで以上に協調した場合のテスト、及びストレス・テストと緊急時の資金調達プランの融合も含む。
- 流動性リスク・マネジメント慣行強化ににおける、金融監督者の役割、金融監督者相互間の意思疎通と協力の強化を含む。
- 負債の支払いと決済に伴う、一日の内での、流動性リスク。国内で発生するリスクと、国境を越えて発生するリスクの双方を含む。
- 国境を越えた外為フローと、外為流動性リスクのマネジメント; 及び
- 流動性リスクマネジメント改善促進における開示と市場原理の役割
- ・ 国政レベルの金融監督当局は、銀行がアップデートされたガイダンスを実行することを、詳細に確認しなければならない。もし銀行のガイダンス実行が不適切であるならば、規制者は慣行を改善するため、より規制的な措置を取らなければならない。
- ・ 銀行監督当局と中央銀行は、国際的に活動する銀行について、より強靱で国際的に合意された、首尾一貫した流動性アプローチを促進するため、追加のステップの範囲を調査しなければならない。

い。これには、流動性監督に関する、より進んだ統合の範囲、さらに、中央銀行の流動性オペレーションの問題も含まなければならない。

3. オフ・バランスシート企業体を含む、リスク・マネージメントの監督的監視の門題

金融機関の取締役会、及びシニア・マネージメントは、金融市場の混乱から学んだ教訓に鑑みて、リスク・マネージメント慣行を強化しなければならない。金融監督者は、銀行及び証券会社のリスク・マネージメント強化と、資本計画慣行の強化の動向をモニターしなければならない。

- ・ 国政レベルの監督者は、リスク・マネージメント、資本バッファー、及び、潜在的な信用損失の可能性に関する推定は、適切に将来を予見したものであることを、柔軟性を持って保障しなければならない。かつ、モデル計算による不確実性を考慮に入れ、価格付けリスク、集中リスクを考慮に入れ、価格付け予想には景気サイクルが反映されることを考慮に入れなければならない。

パーゼル委員会は、2008年2009年が経過する間に、下記に記したいくつかの分野において、更なる監督レビュー・ガイダンスを発表する。

- ・ 集中リスクを含む、全社的なリスクのマネージメントに関する、ガイダンスを強化する。
- ・ リスク・マネージメント、資本計画の目的のための、ストレス・テスト・ガイダンスを強化する。
- ・ 銀行に対し、オフ・バランスシートのエクスポージャーを、適切にマネージさせる。
- ・ 証券化ビジネスに関するリスク・マネージメントを強化する。
- ・ レバレッジを利かせている取引の相手方に対するエクスポージャーのマネージメントに関する現行のガイダンスを強化する。

4. 店頭デリバティブの操作上のインフラストラクチャー

市場参加者は直ちに、OTC デリバティブ市場の基礎をなす、決済、法的インフラストラクチャー、操作上のインフラストラクチャーが健全である事を保障しなければならない。

- ・ 市場参加者は標準信用デリバティブ取引の取引書面を、開発されたが、未だ標準取引書面には組み込まれていない、現金決済プロトコルの様式に従って、作り直さなければならない。
- ・ 市場参加者は取引契約の更改を自動化しなければならない。かつ取引データ提出の、正確性、及び適時性、それからOTCデリバティブのトレード・マッチング・エラーの解決の適時性に関しては、厳格な基準が設定されなければならない。

． 透明性と価格付けの強化

金融市場が混乱を示し、非流動性の門題がクローズアップされたこの時代に、ハイライトを浴びたのは、信頼できる価格付けに対する、市場の確信と、仕組信用商品とオフ・バランスシート企業体に関連する、役に立つ開示の重要性であった。

1. 市場参加者によるリスクの開示

金融会社による、より意味のある、首尾一貫した、定量的及び定性的リスク・エクスポージャー、価格付け、オフ・バランスシート企業体、及び関連する政策の開示は、市場の確信を再構築するために重要である。

- ・ FSF は金融機関に対し、本レポートで要約した、最先端の開示慣行を用いた、2008年央に予定されている、強靱なリスク開示を強く奨励している。
- ・ さらに言えば、投資家、金融機関の代表者、公認会計士は、共同作業を行い、開示の時点で市場条件にとって、最も意味のある、リスク開示を提供すべきである。

- ・ BCBS は 2009 年に、バーゼル の PILLAR3 における、証券化のエクスポージャー、オフ・バランス金融商品のスポンサーシップ、ABCP コンデュイットへの流動性コミットメント、及び価格付けを刊行する予定である。

2. 会計基準、開示基準とオフ・バランスシート金融商品

大幅なオフ・バランスシートのエクスポージャーの創出、或いは事後的なその引受は、オフ・バランスシート企業体における透明性に対するニーズを強く打ち出すものであり、その金融機関に対してさらすリスクをはっきりと示すものである。

- ・ 国際会計基準理事会は、オフ・バランスシート金融商品の会計基準・開示規準を、これまでよりも加速的な速度で改善し、他の会計基準設定主体と、国際的な会計・開示規準の統合に向けて進んでいく。

3. 価格付け

価格付け慣行、及び開示における、潜在的な弱点、及び市場が利用できない状況における、公正な価格付けに関連した困難が金融市場の混乱から明らかになった。国際的な会計基準設定者は、会計、開示、及び価格付けのための監査ガイダンスを強化すべきである。金融機関が用いる価格付けプロセス、及び関連する、監督ガイダンスは強化すべきである。こうした問題点と取り組むために、次の事を提案する。

- ・ IASB は価格付けに関するよりよい開示に到達するため、価格付けと、方法論、及び価格付けに関連した、不確実性に関する基準を強化する。
- ・ IASB は、市場がもはや活発に活動していない場合の、金融商品の価格付けに関するガイダンスを強化する。この目的のために、IASB は 2008 年中に、専門家からなる、アドバイザリー・パネルを設立する。
- ・ 金融機関は、厳格な価格付けプロセスを設立し、強靱な価格付けプロセスを設立する。この中には、価格付け方法の開示、及び価格付けと関連した不確実性の問題も含まれる。
- ・ バーゼル委員会は、2008 年中に銀行の価格付けプロセスの監督評価を強化して銀行の協議ガイダンスを公表し、健全慣行を補強する。
- ・ 国際監査保険規準理事会 (IAASB)、及び主要国の各国監査規準設定者、及び関連帰省者は、金融市場の混乱期に、市場から学んだ教訓を考察し、必要な場合には、複雑な、もしくは非流動的な金融商品の監査ガイダンス、及び関連の開示基準を強化する。

4. 証券化プロセスの透明性と証券化市場

当初の及びその後の継続的な開示をめぐる市場慣行は、公開市場においても、プライベート市場においても最近の出来事に照らして、改善が必要になっている。証券市場の規制者は、この目的に向かって、市場参加者と共に、作業を行っていこう。IOSCO は、2008 年末までに起こった改善の評価を行うだろう。

- ・ オリジネーター、アレンジャー、ディストリビューター、マネージャー、及び信用格付け機関は、証券化のチェーンの各段階において、透明性を強化しなければならない。これには、当初の、及びその後の継続的な、仕組信用商品の基礎となる資産のプールに関する、情報の強化、標準化も含まれる。

． 信用格付けの役割と使用の変化

信用格付け機関は、仕組金融商品の情報の評価・分売において、重要な役割を果たしている。かつ多くの投資家は、その格付け意見に大幅に依存している。信用格付け機関の信用評価がお粗末であった事が、最近の事件の下地作りにも、展開にも、大きく寄与することとなった。信用格付け機関

(CRAs)は、彼らの内部ガバナンスに関する、操作上の慣行に関する、一連の行為を請け負った。そのステップは歓迎だったのだが、望むらくはより多くのステップが必要だったのである。

1. 格付プロセスの質

信用格付機関は、格付プロセスの質を高め、仕組商品の格付において、利益相反をマネージする。この目的のために、次の二つの行為が行われる。

- ・ IOSCO は 2008 年央までに、行為準則『信用格付機関の基礎』の改訂を行う。
- ・ 信用格付機関は早急に行為準則の改定を行い、改定した IOSCO CRA8(信用格付機関)Code of Conduct Fundamentals を実行する。当局は個別にもしくは集合的に、改定された実施状況のモニターを行い、IOSCO Code of Conduct by CRAs,CRAs が迅速に、行動に移したことを保障する。

2. 差別化された格付けと、仕組商品に関する拡張された情報

仕組商品は、伝統的な社債格付とは、異なった信用リスク特性を持つ。

- ・ 信用格付機関は、異なった格付けスケールを用いるにせよ、或いは、追加のシンボルを用いるにせよ、いずれにしても、仕組商品に用いる格付と、社債格付に用いる格付けとは、適切な注釈及びコメントを加えて、明確に差別化すべきである。
- ・ 信用格付機関は、仕組金融商品のリスク特性に関して提供する当初の情報、及びその後継続的に提供する情報を拡充しなければならない。

3. 信用格付機関の、基礎となるデータの迅速な評価

- ・ 引受業者に対して、基礎となる資産に関連して行うデュー・ディリジェンスの水準と範囲について、説明を行わせる。
- ・ 自らの用いる情報が、信頼できる格付を支えるための十分な質を持っていることを保障するような、合理的な手段を採用すること。
- ・ 現在、行われている格付とは大幅に異なる、新金融商品の信用格付を提供する方法についての、フィージビリティを見直す独立した機能の見直しを行う。
- ・ その構造が複雑であるため、もしくは仕組商品が新種の仕組を利用しているため、もしくは基礎となる資産に関してしっかりしたデータが欠けているため、信用格付機関が信用格付けを決定できるかどうかに関して、重大な疑問が提起される場合には、その有価証券の格付けは控える。
- ・ オリジネーターの基礎となる基準に関して、どのような定量的な開示を行ったかを開示する。
- ・ 証券化商品の格付を行うに当たっては、オリジネーターが保有する、基礎となる資産の、部分に関する情報に配慮する。

4. 投資家及び規制者による格付けの使用

信用格付機関の開示強化が役に立つためには、投資家が、自らのデュー・ディリジェンス、及びリスク・マネージメントに当たって、情報を適切に使用する事が前提となる。投資家は、格付に依存し過ぎないようにする事が重要である。

- ・ 投資家は、その投資ガイドラインにおいて、格付けの使用について再検討しなければならない。かつ、リスク・マネージメントと価格付けを義務付けなければならない。投資格付を利用するからといって、自ら適切なリスク分析と、リスク・マネージメントを行わないでよいというわけではない。投資家は仕組商品の複雑さと保有金融商品の重要性に相応しい、リスク分析を行わねばならず、それが出来ない場合には、その金融商品投資を行うべきではない。信用格付けは、国際的な監督分野でも、国内的な監督分野でも、様々な枠組みの中で、参照指示される。

- ・金融監督当局は、規制及び監督規則の中で、信用格付けに対して割り当てた役割が、投資家に対してリスクに関して独立した判断をさせ、自らのデュー・ディリジェンスを行わせるという目標と首尾一貫しているかどうかをチェックし、かつ独立した評価をするのではなく、信用格付けへの無批判な依存を誘発していないかどうかを、チェックしなければならない。

・ リスクに関する金融監督当局の責任の強化

今回焦点が当たった金融機関の弱点のいくらかは、今回の混乱が始まる以前から、金融監督当局では、内部的に知られていた、もしくは疑われていた。国際的なレベルで多くの作業が行われている。これは既に実行されているならば、我々が経験した問題点を、幾分かは緩和していたかもしれない。しかし、金融問題で国際的な合意を得、規制上の或いは監督上の反応を実行するプロセスと言うのは、時には非常に時間がかかるものなのである。

1. リスク分析を行動に移す

金融監督者、規制者、及び中央銀行は、---個別的にも集合的にも---彼らのリスク分析をより効果的に、リスクを緩和する行動に移す---追加措置を取ろうとしている。

- ・金融監督者は、自分達が必要な資源を所有しており、かつ金融イノベーションに関連するリスクを監督するノウハウを持っており、かつ自分達の監督する金融機関が、リスクを理解し、かつマネージする能力を持っている事を保障しなければならない。
- ・金融監督者は、及び金融規制者は、リスク・エクスポージャー、及びリスク・マネジメントの質、及び会社が責任ある行動を実行するニーズに関する懸念が初期段階のうちに、公式に取締役会及びシニア・マネージメントとコミュニケーションを行わなければならない。

2. 金融規制・監督当局間の情報交換・協力の改善

金融規制・監督当局間の情報交換・及び、よい慣行の開発に向けた協力は、国内レベルでも、国際レベルでも改善されていくだろう。

- ・金融監督者を対象とした国際カレッジの利用を拡大し、2008年末までには、国際カレッジが、世界最大規模の金融機関があるところなら、どこにでも存在するようにする。これらのカレッジに参与している、金融監督者は、2009年までに、カレッジ運営の模範慣行を抽出して、演習を行う。
- ・ベスト・プラクティス・ベンチマーク開発上の情報交換及び協力は国内レベルにおいても、国際レベルにおいても、改善される。
- ・金融監督者及び中央銀行は、協力と情報交換を改善する。これには、金融安定性のリスクの評価に関するものも含まれる。情報の交換は、市場が緊張している状況に置いては、迅速に行われることを要する。
- ・中央銀行による市場の緊張の緩和を促進するため、大規模な銀行は、それぞれの中央銀行と非常時の流動性計画を共有する事が要求される。

3. 国際機関による政策協調の強化

国際機関は、その政策開発作業の速度、優先順位付け、及び協調を強化する。

- ・国際的な規制・監督及び中央銀行のコミティーにおいては、問題点の優先順位付けを強化する。かつ解決困難な問題点に関しては、その問題点を、シニアの決定者レベルまで、引き上げるメカニズムを作る。
- ・国内の金融監督者は、通常の監督業務の一環として、国際委員会が発行したガイダンスの実行をチェックする、追加のステップを作る。

- ・ FSF は、政策開発のよりよい決定が、強調的、かつ重点的に行われるように、強化するための、基準設定委員会による、共同の戦略的見直しを奨励する。
- ・ FSF 及び IMF は、金融安定化に関する協力を強化する。互いに相手の役割の欠けている部分を補い合う。その一部として、IMF は FSF 会合において、金融安定性リスクに関する議論をモニターして、発見事項を報告する。その後、IMF は FSF の該当部分の結論を IMF の 2 国間、多国間の監査作業に反映していく。

・ 金融システムのストレスに対処するための、強靱なアレンジ

1. 中央銀行のオペレーション

中央銀行のオペレーションのフレームワークは、潜在的な頻度、及びオペレーションの満期期間、利用できる金融商品、取引の相手方の範囲と担保、異常状況への対処などの点で、十分に柔軟なものでなくてはならない。全体に言って、中央銀行の、金融市場の混乱によって齎された、流動性の緊張に対する反応は、インターバンクのプレッシャーを緩和するには、相当程度効果的な物であった。中央銀行は問題の基本となる原因に対処することはできなかつたし、また、そう望みもしなかつたのであるが、その基本的な原因は、中央銀行の、流動性を供給するというオペレーションの、視野をはるかに越えたところに位置していた。にもかかわらず、その経験は、我々にいくらかの新しい知識を齎し、幾つかのケースにおいては、中央銀行のオペレーション目標の変更や、政策のために使う金融商品の変更を引き起こしたのである。

- ・ 増大の方向であるが、不確かなリザーブのニーズに答えるため、金融政策の操作枠組みは、翌日物金利を、政策目標よりも大きく下げるリスクを犯すことなしに、迅速で柔軟に相当量の流動性を、相当程度の期間に亘って、供給できるようになっていなければならない。
- ・ 政策枠組には、しばしば、広範な担保を対象に、かつ、広範囲の満期期間にわたって、しかも広範囲の取引相手を対象に実施する能力を含む。通常でない市場状況と対処するには、こうした柔軟性を備えている事が、とりわけ役に立つのである。
- ・ 金融機関の非流動性、もしくは、金融市場の非流動性が金融の安定性、もしくは金融政策の効率性の脅威となっている場合には、中央銀行は様々な金融商品を用いてオペレーションを行う、能力を持っていなければならない。
- ・ ストレスのかかった状況に対処するには、中央銀行は摩擦あるファンディング・ニーズに答えることを検討すべきである。
- ・ 外国通貨の流動性の問題に対処するため、中央銀行は自らの内部に、スタンディング・スワップ・ラインを創設することを検討すべきである。加えて、中央銀行は自らの流動性オペレーションに加えて、国境・通貨を超えて、担保を用いることを検討すべきである。

2. 弱体化した銀行に対処するためのアレンジ

弱体化した銀行に対処するための国内的アレンジは、最近の金融事件の中でテストが行われた。現在いくつかの国において、その見直しが行われている。金融混乱の本質は、多くの国、多くの異なるタイプの金融機関に置いて、その影響は感知され、危機に陥った金融機関救済作業の重要性は、継続の必要性が強調されている。

- ・ 国内的には、金融監督当局は、法的権力を見直し、責任の範囲を明確化し、必要な場合には、弱く倒れつつある銀行に対処する国政レベルの銀行監督当局の監督権限を強化する事が必要である。
- ・ 国際的には、銀行監督署当局は、銀行が直面する諸問題に対処するための、国内的なアレンジメントに関する情報共有を加速化し、国境を越えた問題に関する事実の整理(カタログ化)を進める。かつ、明確になった問題点に対して、どう対処するかを決定する。

- ・ 銀行監督諸当局は、預金保険システムに関する、1セットの国際基準に同意すべきである。国内の預金保険アレンジメントは、国際原則に同意を表明した者について、見直しが行われるべきである。必要な場合には、銀行監督諸当局は、アレンジメントを強化すべきである。
- ・ 世界最大規模のクロス・ボーダーの金融機関に対しては、最も直接的に関与している銀行監督当局及び中央銀行が特定のクロス・ボーダーの危機マネジメント問題に対処するための、小グループを創設すべきである。その第一回のミーティングは、2008年未までに開催される。
- ・ 銀行監督諸当局は、国際経験と、危機マネジメントからの教訓を、共有すべきである。この経験は、そこから、広範に国際的な意味をもつ、危機マネジメントの優れた慣行を抽出する、基礎として用いられるべきである。